

北名古屋衛生組合公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和3年北名古屋衛生組合条例第4号）第2条の規定により、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり公募するので、同条例施行規則（令和3年北名古屋衛生組合規則第9号）第2条の規定により公告する。

令和8年4月6日

北名古屋衛生組合管理者 太田考則

1 公の施設の概要

- (1) 名称
北名古屋衛生組合温水プール（現呼称：シンコースポーツアクアプラザ）
- (2) 所在地
北名古屋市二子名師15番地
- (3) 敷地面積
5,557.72 m²
- (4) 延床面積
2,615.84 m²
- (5) 建物構造
鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上2階建て
- (6) 主な設備
25mプール、学童・幼児用プール、ジェットバス、トレーニング室、
駐車場89台、駐輪場
- (7) 供用開始日
令和4年8月1日

2 申請の資格

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の要件を満たす団体であること（複数の団体により構成されるグループの場合は、構成団体となるすべての団体が要件を満たすことが必要）。なお、個人での応募は認めない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により、他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから2年を経過しない者でないこと。
- (2) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）及び施設に配置する従事員に下記のア、イのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後、3 年を経過しない者でないこと。
- (4) 北名古屋衛生組合入札等参加資格規定（平成 25 年訓令第 3 号）第 2 条に規定する有資格者であること。
- (5) 北名古屋衛生組合指名停止措置要綱（平成 25 年訓令第 2 号）第 2 条に規定する指名停止を受けていないこと。
- (6) 下記のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者
- (7) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税及び法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1 年を経過しない者でないこと。
- (9) 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 申請の受付

- (1) 申請の受付日時
 - 令和 8 年 5 月 21 日（木）
 - 午前 9 時から午後 5 時までの組合が指定する時間
- (2) 募集要項等の配布期間
 - 令和 8 年 4 月 6 日（月）午前 9 時から令和 8 年 5 月 14 日（木）午後 5 時まで
 - 北名古屋衛生組合のホームページからダウンロードする。

4 申請の方法

- (1) 提出書類
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 申請の資格を有していることを証する書類

- (ア) 法人にあつては登記事項証明書
- (イ) 法人以外の団体にあつては団体の代表者の身分証明書
- (ウ) 定款、規約その他これらに類する書類
- (エ) 国税及び地方税の納税証明書（公募の開始以降に交付されたものに限る。）
又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

ウ 管理業務に関する事業提案書

エ 管理に係る収支計画書

オ 経営状況を説明する書類

(ア) 株式会社

a 法人税申告書

b 決算書

(a) 貸借対照表

(b) 損益計算書

(c) 販売費及び一般管理費明細書

c 計算書類及び附属明細書（科目内訳明細書）

d 事業概況書

e 役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類又はこれらに類する書類

※本社応募の場合は本社分のみ、支店等応募の場合は併せて支店等分

※全て直近のものを含む2事業年度分

(イ) 公益社団法人、公益財団法人

a 収支計算書・収支計算書に対する注記

b 貸借対照表

c 正味財産増減計算書

d 財産目録

e 財務諸表に対する注記

f 収支予算書総括表・収支予算書

g 役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類又はこれらに類する書類

※全て直近のものを含む2事業年度分

カ 管理者が必要と認める書類

(ア) 指定管理者の指定申請に関する誓約書

(イ) 団体等の概要

(ウ) 共同事業体協定書兼委任状

(エ) 特別目的会社設立の実現性を記載する書類

(2) 提出方法

持参（郵送及び電送による提出は認めない。）

(3) 提出部数

正本1部、その写し10部及びPDFファイル

(4) 提出先

愛知県北名古屋市九之坪五反地 80 番地

北名古屋市衛生組合 施設課

電話番号 0568-22-3581

5 指定管理者の選定基準

- (1) 住民の平等な利用が確保され、住民サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業提案書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業提案書に沿った公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 収支計画書の内容が、公の施設の管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

6 管理を行わせる期間（指定期間）

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

7 管理基準

(1) 条例等関係法令の遵守

施設の管理運営に際しては、法及び施行令、北名古屋市衛生組合温水プールの設置及び管理に関する条例（令和 3 年北名古屋市衛生組合条例第 3 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（令和 3 年北名古屋市衛生組合規則第 8 号。以下「規則」という。）、愛知県プール条例（昭和 36 年県条例第 1 号）並びに関係法令に精通し、これを遵守すること。また、施設の設置目的を深く理解し、それを達成するよう努めること。

(2) 基本の休館日及び開場時間

ア 基本の休館日

(ア) 毎週水曜日。

ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその日後においてその日に最も近い平日

(イ) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日まで

イ 基本の開場時間

(ア) プール

午前 9 時から午後 9 時（日曜日及び休日は午後 6 時）まで

(イ) トレーニング室

午前 9 時から午後 9 時（日曜日及び休日は午後 6 時）まで

(ウ) 駐車場

午前 8 時 45 分から午後 9 時 15 分（日曜日及び休日は午後 6 時 15 分）
まで

(3) 情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条の規定により、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じること。なお、その具体的な内容である情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表、個人情報の開示等に関する事項については、基本協定書に定めることとし、これを遵守すること。

(4) 管理用カメラの運用

本施設の管理用カメラの運用については、個人情報の保護に関する法律及び「北名古屋衛生組合管理用カメラの設置及び運用に関する要領」の趣旨に従うこと。

(5) 情報の公開

指定管理者は、北名古屋衛生組合情報公開条例（平成 31 年北名古屋衛生組合条例第 1 号。）第 24 条の 2 の規定により、当該施設の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じること。

(6) 利用者の安全を考慮した管理運営

利用者の安全に配慮した日常管理及び施設の保守点検を行うこととし、併せて緊急時に係る対応計画について、事業提案書の中で示すこと。

(7) 備品の取扱いについて

備品の定義は北名古屋衛生組合財産管理規則（昭和 59 年西春日井郡東部衛生組合規則第 7 号）第 23 条の規定による区分とし、原則組合が購入するものとする。備品の貸付期間は指定期間中とし、指定管理者に無償で貸付けられ使用できるものとする。

指定管理者が施設の効用を高めるために、独自に購入する備品は指定管理者に帰属するものとするが、その使用は、組合へあらかじめ協議すること。

(8) 第三者への委託

ア 指定管理者に係る業務の一部を第三者へ委託する場合は、あらかじめ管理者の承諾を得、かつ、第三者への適切な監督指導を行うこと。ただし、管理業務の全部又は主要な部分（プール監視業務等）の委託は認めない。

イ 指定管理者から業務を受託した第三者が、さらに業務の一部を自己以外の第三者に委託できるものとする。

ウ 委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、すべて指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用とみなし、指定管理者の責任において負担すること。

(9) 熱供給設備の管理運営に関する協定について

本施設は、管理者と名古屋市環境局との間で、「熱供給設備の管理運営に関する協定書」を締結している。指定管理者においても、当該協定を遵守すること。

(10) 暴力団の施設利用における措置

指定管理者は、施設の利用の許可の申請があった場合において、その施設の利用が暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるときは、条例第7条の規定により、利用の不許可処分を行うこと。また、指定管理者は、施設の利用の許可をした後において、その施設の利用が暴力団を利するおそれがあると認められるときは、条例第11条の規定により、その許可を取り消し、又は利用の中止を命じること。

(11) 障害者への対応

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北名古屋市職員対応要領」（平成31年北名古屋市告示第3号）に基づいた対応を行うこと。

第三者へ業務を委託した場合は、受託業者にも準用されるものとする。

(12) 性的少数者への対応

指定管理者は、性の多様性に関し正しい理解を深めた上で適正に利用者対応を行うこと。

8 管理業務の範囲及びその内容

(1) 指定管理者が実施しなければならない業務

ア 一般の利用及び事業の実施に関すること

イ 利用の許可に関すること

ウ 施設の利用料金に関すること

エ 維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替えを除く。）に関すること

オ 緊急時対応に関すること

カ 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること

キ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること

ク 指定管理者の引継ぎに関すること

ケ その他組合が定める業務

(2) 指定管理者が独自で実施することができる業務（自主事業）

ア 基本の開場時間外の施設の供用に関すること

※北名古屋市及び豊山町の教育委員会が実施する学校外プールの活用について、各教育委員会との調整に協力すること。

イ 講座の実施

ウ 物販事業

エ その他指定管理者の提案により実施する事業

9 利用料金に関する事項

(1) 利用料金収入（基本の開場時間内）

基本の開場時間内における施設の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(2) 利用料金

施設の利用料金は、条例に定める利用料金の基準額とし、指定管理者が管理者の承認を得て定めることとする。

10 その他

1 から 9 までに掲げるもののほか、北名古屋衛生組合温水プールの指定管理者の公募に関する事項は、指定管理者募集要項及び仕様書等による。

11 問合せ先

愛知県北名古屋市九之坪五反地 80 番地

北名古屋衛生組合 施設課

電話番号 0568-22-3581

電子メールアドレス nt-eisei@iris.ocn.ne.jp